車両総重量が８ ｔ超10ｔ以下	6.30km／Ｌ以上	6.37km／Ｌ以上
車両総重量が10 ｔ超12ｔ以下	5.77km／Ｌ以上	5.70km／Ｌ以上
車両総重量が12 ｔ超14ｔ以下	5.14km／Ｌ以上	5.21km／Ｌ以上
車両総重量が14 ｔ超16ｔ以下	4.23km／Ｌ以上	4.06km／Ｌ以上
車両総重量が16 ｔ超		3.57km／Ｌ以上

備考）１　「路線バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

２　「一般バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表７　トラック等（車両総重量3.5ｔ超）に係る重量車モード燃費基準

区　　分	最　大　積　載　量	燃　費　基　準　値
車両総重量が3.5ｔ超7.5ｔ以下	最大積載量が1.5ｔ以下	10.83km／Ｌ以上
	最大積載量が1.5ｔ超２ｔ以下	10.35km／Ｌ以上
	最大積載量が２ ｔ超３ｔ以下	9.51km／Ｌ以上
	最大積載量が３ ｔ超	8.12km／Ｌ以上
車両総重量が7.5ｔ超８ ｔ以下		7.24km／Ｌ以上
車両総重量が８ ｔ超10 ｔ以下		6.52km／Ｌ以上
車両総重量が10 ｔ超12 ｔ以下		6.00km／Ｌ以上
車両総重量が12 ｔ超14 ｔ以下		5.69km／Ｌ以上
車両総重量が14 ｔ超16 ｔ以下		4.97km／Ｌ以上
車両総重量が16 ｔ超20 ｔ以下		4.15km／Ｌ以上
車両総重量が20 ｔ超		4.04km／Ｌ以上

表８　トラクタ（車両総重量3.5ｔ超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区　　分	燃　費　基　準　値
車両総重量が20ｔ以下のトラクタ	3.09km／Ｌ以上
車両総重量が20ｔ超のトラクタ	2.01km／Ｌ以上

表９　ＬＰガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区　　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車　両　重　量	自動車の構造	
		703kg未満	構造Ａ	15.8km／Ｌ以上
			構造Ｂ	13.3km／Ｌ以上
軽貨物車	手動式	703kg以上　828kg未満	構造Ａ	14.1km／Ｌ以上
			構造Ｂ	13.1km／Ｌ以上
		828kg以上		12.1km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造Ａ	14.8km／Ｌ以上
			構造Ｂ	12.7km／Ｌ以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	12.9km／Ｌ以上
			構造Ｂ	12.1km／Ｌ以上
		828kg以上		11.7km／Ｌ以上
軽量貨物車	手動式	1,016kg未満		13.9km／Ｌ以上
		1,016kg以上		12.3km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km／Ｌ以上
		1,016kg以上		10.8km／Ｌ以上
中量貨物車（車両総重量が2.5ｔ以下のものに限る）	手動式	1,266kg未満	構造Ａ	11.3km／Ｌ以上
			構造Ｂ	9.6km／Ｌ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km／Ｌ以上
		1,516kg以上		7.3km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造Ａ	9.8km／Ｌ以上
			構造Ｂ	8.8km／Ｌ以上
		1,266kg以上		8.1km／Ｌ以上

⑵　目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、一般公用車及び一般公用車以外の自動車それぞれについて、目標を立てるものとする。

13－２　ＩＴＳ対応車載器

⑴　品目及び判断の基準等

ＥＴＣ対応車載器	【判断の基準】 ○ノンストップ自動料金支払いシステム（ＥＴＣ）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 ○走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ①走行中の自動車の現在位置・進行方向 ②周辺の道路交通状況に関する現在情報

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度における調達総数（個数）とする。